

## いしかわ健康経営優良企業表彰 選定基準

従業員やその家族等に対する健康づくりに積極的に取り組み、他の模範となるものであって、(1)～(6)のいずれにも該当する企業

(1)健康宣言を社内外に発信し、健康づくりの組織体制が整備されていること（健康宣言・組織体制）
<p>次の①～③のいずれも満たすこと</p> <p>① 従業員の健康の保持増進に取り組むことを社内外へ発信しており、経営者自身が健診を受診している</p> <p>② すべての事業場に対し健康づくり担当者を設置している</p> <p>③（求めに応じて）40歳以上の従業員の健診データを加入保険者に提供している</p>
(2)従業員や家族の健診及びがん検診の受診状況、保健指導の実施状況等が優良であること（健診受診・保健指導の実施）
<p>次の①～⑤のいずれも満たすこと</p> <p>① 前年度の定期健診（※1）受診率が実質100%となっている</p> <p>② 精密検査の受診勧奨、がん検診等の任意検診の受診を促している</p> <p>③ 前年度の特定健診（※2）受診率が、加入保険者の目標値を概ね達成している（被扶養者を含む）</p> <p>*参考 特定健診の実施率目標値は、保険者ごとに次の値を踏まえて設定することとなっている。</p> <p>国保組合：70%、全国健康保険協会（船保含む）：65%、単一健保：90%、総合健保：85%、共済組合：90%</p> <p>④ 特定保健指導（※3）対象者に対する前年度の特定保健指導実施率が加入保険者の目標値を概ね達成している（被扶養者を含む）</p> <p>*参考 特定保健指導の実施率目標値は、保険者ごとに次の値を踏まえて設定することとなっている。</p> <p>国保組合：30%、全国健康保険協会：35%（船保は30%）、単一健保：55%、総合健保：30%、共済組合：45%</p> <p>⑤ 前年度のがん検診受診率（実施主体は問わず、事業者・市町・保険者いずれでも可）が概ね50%を達成している（1項目以上）</p>
(3)従業員や家族等の健康づくりに積極的に取り組み、顕著な成果を上げていること（健康づくりの取組）
<p>健康課題に基づいた具体的目標を設定しており、次の①～⑬の健康づくりの取り組み<u>いずれか3つ以上（50人以上の事業場は①を含む4つ以上）を1年以上継続していること</u></p> <p>① ストレスチェックを実施している（50人以上の事業場は必須）</p> <p>② 管理職又は従業員に対して健康づくりに関する研修・セミナーの実施又は定期的な情報提供を行っている</p> <p>③ 適切な働き方実現に向けた取組を実施している</p> <p>④ コミュニケーションの促進に向けた取組を行っている</p> <p>⑤ 病気の治療と仕事の両立に向けた取組を行っている（⑫以外）</p> <p>⑥ 保健指導の実施又は特定保健指導実施機会の提供に関する取組を行っている</p> <p>⑦ 食生活改善に向けた取組を行っている</p> <p>⑧ 運動機会の増進に向けた取組を行っている</p> <p>⑨ 女性の健康保持・増進に向けた取組を行っている</p> <p>⑩ 従業員の感染症予防に向けた取組を行っている</p> <p>⑪ 長時間労働者への対応に関する取組を行っている</p> <p>⑫ メンタルヘルス不調者への対応に関する取組を行っている</p> <p>⑬ 歯と口腔の健康に向けた取組を行っている</p>
(4)職場の受動喫煙対策に取り組んでいること（受動喫煙対策の状況）
<p>改正健康増進法に基づいた受動喫煙を防止するための措置が講じられていること</p> <p>*敷地内禁煙、屋内禁煙（屋内で喫煙を認める場合は喫煙専用室又は加熱式たばこ専用喫煙室の設置が必要）</p>
(5)今後も継続的・発展的な取り組みが期待できること（目標達成状況の評価と今後の事業計画）
健康課題に基づいた具体的目標の達成状況を評価しながら、継続・発展させる体制があること
(6)「いしかわ健康経営宣言企業」の認定を受けていること（健康宣言の実施）

- (※1) 定期健診 …労働安全衛生法に基づき、事業者が労働者に対して、1年以内ごとに1回実施する健康診査
- (※2) 特定健診 …高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険者が40歳以上75歳未満のすべての被保険者・被扶養者を対象にメタボリックシンドロームに着目した健康診査を行うもの
- (※3) 特定保健指導…特定健診の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による生活習慣病の予防効果が多く期待できる方に対して、専門スタッフ（保健師、管理栄養士など）が生活習慣を見直す支援を行うもの